

## ●シルバー人材センターとは

高齢化社会のなかで、毎日働くことは望まないが、週に2~3日働く機会を得たい、社会に役立つ仕事をしたい、という健康で働く意欲のある高齢者が増えています。

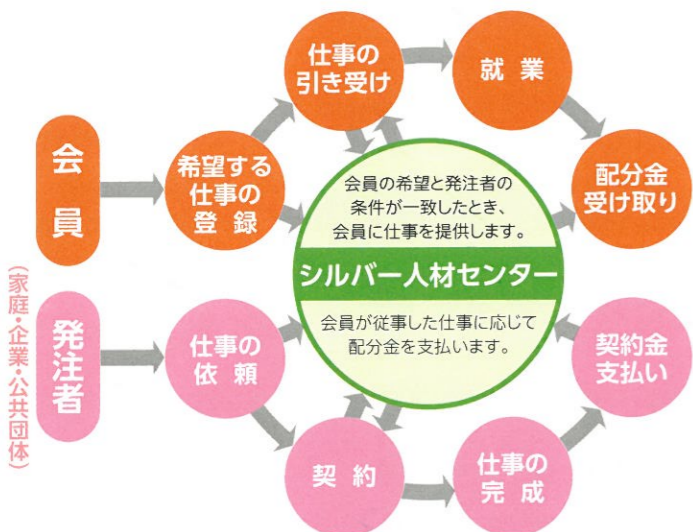
これに応えるため、高齢者が主体となった共働・共助の組織としてシルバー人材センターは生まれました。

## ●シルバー人材センターは

高齢者の豊かな知識、経験、技能をいかした「働く場」を提供し働くことを通じて、社会参加を図り、生活感を充実させ高齢者の能力をいかした活力ある地域づくりを目指しています。

シルバー人材センターは、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づく団体で、公益社団法人です。

## ●シルバー人材センターの仕組み



シルバー人材センターは、地域社会の共感と賛同を得て、全国で1300団体が発立され、今後の一層の発展が期待されています。

## ●シルバー人材センターの特色

- 高齢者にふさわしい仕事を家庭・事業所・公共団体等から引き受け、会員に提供する県知事許可の公益社団法人です。
- 自主的な会員組織です。会員は自ら組織や事業の運営に参画します。
- 就業や収入の保障はありませんが、各人の希望と能力に応じた働き方ができます。
- 働くこと以外にも河川の美化活動や子ども見守り運動、子ども達との交流会などのボランティア活動を通して社会参加を行っています。

## ■個人情報の保護について■

平成17年4月1日より「個人情報保護法」が施行されました。竜王町シルバー人材センターでは、平成17年4月28日に「個人情報の保護に関する基本方針」および「個人情報の保護に関する規程」を制定し、個人情報の保護に取り組んでいます。会員に次の事項を遵守いただくよう、お願いしています。

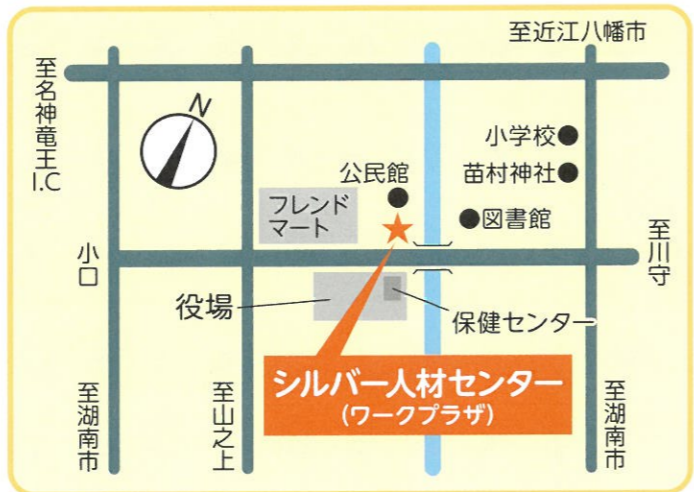
1. 「個人情報の保護に関する基本方針」および「個人情報の保護に関する規程」、ならびに会員就業規程を遵守すること。
2. 当センターの事業を通じて知り得た個人情報を、家族や他人に漏らしたり、第三者に提供しないこと。また、退会後においても同様とする。
3. 事業を通じて保有した個人情報は厳重に取扱い、書類、データ等については使用后、速やかにセンターに返却すること。
4. マイナンバー(個人番号)の写しは金庫に保管すること。

### 入会できる方

- ・竜王町内にお住まいの方
- ・おおむね60歳以上の方
- ・健康で働きたいと思っ  
ている方

### 入会に必要なもの

- ・預金通帳
- ・認印
- ・年会費 2,400円
- ・自宅以外の緊急連絡先



公益社団法人  
**竜王町シルバー人材センター**

〒520-2552 竜王町小口277-1  
(竜王町シルバー ワークプラザ内)  
TEL.58-8080  
FAX.58-0121

2023.2 印刷

あなたのできる事を地域に役立ててみませんか?

# 会員を募集 しています!

きっとあります! もうひとつの生きがい!



## 入会説明会

毎月第三水曜日  
午後1時30分から  
竜王町シルバーワーク  
プラザ2階で  
説明会を開催しています。  
お気軽にお越しください。



## 入会専用サイトが出来ました!!



ご入会はこちらから

竜王町シルバー人材センターのホームページから、  
「>>入会のお申し込みはこちら」にアクセスして  
いただくと、入会のお申し込みを受け付けております。  
※なお、本サイトからのお申し込みでは、会員登録は完了  
しませんのでご注意ください。

竜王町シルバー人材センターのホームページ



このバナーをクリック!

公益社団法人 **竜王町シルバー人材センター**

# 会 員

## 会員になるには

- 入会説明会を受け、シルバー人材センターの趣旨に賛同いただけるおおむね60歳以上で、健康で働く意欲のある方。
- 所定の入会申込書類等を提出いただいた方。
- 会費を納入された方。

## 会員がシルバー人材センターで働く場合は

会員は「自主・自立・共働・共助」の理念のもとに、自分の体力、能力、希望に応じて働くことができます。

## 働く形態

就業は月10日、80時間以内です。(1就業先)

### ①「請負・委任」(事務費13%)

- センターから提供のお仕事の多くがこの形態です。
- 公平に就業機会を得るため、ローテーションで就業します。
- 雇用関係はありません。発注者から**指揮命令を受けることは無く**、ご自身の裁量で、責任をもって仕事を完遂していただきます。
- 労働関係法規(労働基準法、労災保険等)の適用はありません。万が一事故が発生したときは、シルバー保険(傷害・賠償責任)で対応します。
- 就業の対価は「**配分金**」としてセンターから支払います。

### ②「有料職業紹介」(手数料10.8%)

- 就職を希望される方に、有料で職業紹介を行っています。お気軽にご相談ください。
- 雇用主との間で、雇用関係が発生します。
- 労働関係法規(労働基準法・労災保険等)の適用を受けます。
- 就業の対価は「賃金」として雇用主より支払われます。

### ③「労働者派遣」(シルバー連合会)(手数料20%)

- 平成17年度より、県内全域で会員を対象として、「一般労働者派遣」を行っています。
- 県シルバー人材センター連合会との間で、雇用関係が発生します。**派遣先では指揮命令を受けず**。
- 社会保険や雇用保険の適用はありませんが、労災保険の適用があります。
- 就業の対価は「賃金」として県シルバー人材センター連合会より支払われます。

## 入会手続き

- 1.センターで入会申込書、および就業の往き帰りでの安全等の関係から、車種、車両番号を所定の用紙に記入して提出してください。
- 2.会員証の作成のため、顔写真をセンターの方で撮らせていただきます。
- 3.センターの理事長が入会承認します。
- 4.会費の納入 会費 年2,400円(月額:200円)  
(途中退会の場合、返金はいたしません)

## 就業から配分金の支払いまで

### ①仕事の受注

- センターでは、町内の家庭、事業所、公共機関から、多種多様な仕事の依頼を受けます。
- 依頼を受けた仕事が、臨時的・短期的または短時間の就業で、危険・有害でない高齢者にふさわしい仕事であるかを判断し、受注に応じます。

### ②仕事の提供

- 常に仕事があるとは限りません。
- 受注した仕事の内容や条件などにより、その仕事を希望される会員に連絡します。
- 提供を受けた仕事につくか否かはご自身で決めていただきます。

### ③就労の方法

- 「就業報告書」をセンター事務局で受け取り各自の交通手段で、就労現場に通っていただきます。
- 仕事が終了後、「就業報告書」に**就業者一人ひとりが、終業時間と氏名を必ず自書し、発注者の確認印もらってください**。  
※「就業報告書」は、個人月単位用と複数人数用の2種類があります。
- 確認印をもらった「就業報告書」は、速やかにセンター事務局に提出してください。
- 「就業報告書」は、配分金(報酬)の基礎資料となりますので、間違いのないよう正確に記入してください。

### ④配分金の支払い

- 配分金は月末締切で計算し、原則として翌月20日に、会員が指定された預金口座に振り込みます。
- 配分金は仕事の内容や契約の内容などによって、異なる場合があります。
- 配分金の支払いについて、不明な点があればセンター事務局までお申し出ください。
- 派遣就業はシルバー県連合会より支払いします。

## 安全就業とシルバー保険

- 会員が安全・適正に就業できるように、センターには会員の総意によって定められた就業規則(約束ごと)があります。
- センターから提供された仕事は、雇用ではないので労働関係法規(労災保険等)は適用されません。事故などが発生した場合は、シルバー傷害保険と賠償責任保険で対応します。
- 常に安全意識をもって、作業や行動をしていただき、万が一就業への往き帰り、就業中、シルバー事業で活動中におけるケガや事故に対して、保険の対象となります。  
※ただし、自賠責保険の関係から自動車等によって生じた事故は、上記のシルバー保険の対象とはなりませんので、就業現場への往き帰りには、交通安全に十分ご注意ください。
- ケガをしたり、事故にあわれた場合は、すみやかに、センター事務局に連絡してください。
- センターから提供された仕事は、労災保険の適用は受けられません。したがって、会員は各自の健康保険証に基づき治療を受けていただくことになります。

## シルバー保険の内容

### 会員団体傷害保険

死亡保険金	1,000万円
後遺傷害最高限度額	1,000万円
入院日額	4,000円
通院日額	2,000円

### 会議・ボランティア活動・講習会参加等保険

死亡後遺傷害	500万円
入院日額	2,000円
通院日額	1,000円

### 賠償責任保険

施設・業務遂行リスク	対人・対物賠償
製造物・完成作業リスク	1事故 5億円
労働者派遣事業賠償責任	//

## 配分金収入等に対する税の取り扱いについて

シルバー人材センターで得た配分金収入等は、毎年1月末にセンターが発行する「配分金支払調書」によって、確定申告をしてください。

- 1.配分金収入は、所得税法上「雑所得」に区分されます。雑所得の金額は原則として雑所得の総収入金額から必要経費を控除した額です。従って、配分金収入に係る必要経費の額は、55万円以上ある場合は、配分金収入から必要経費の全額を控除されます。
- 2.しかし、**必要経費の額が55万円未満の場合は**、「租税特別措置法第27条」の適用により、55万円を上限として控除されます。(ただし、収入金額が限度となっています。)
- 3.公的年金を受給している会員は、配分金収入とは別に公的年金等控除を行えます。
- 4.給与収入のある会員は、最低55万円(ただし、収入金額が限度となっています。)の給与所得控除が受けられますが、その場合、配分金収入に係る控除額は、**55万円から給与所得控除額を控除した残額が限度となります**。

## 技能講習会について

会員の技能習得および就業分野の拡大をはかるため、各種の技能講習を実施していますので、進んでご参加ください。こんな講習会を開いてほしいという、希望があればセンター事務局までお知らせください。

## 会員の心得

- 1.会員は、「安全はすべてに優先する」を基本として、就業途上、就業中の安全に努めること。
- 2.会員は、センターの構成員として率先して、仕事の開拓・確保に努めること。
- 3.会員は、センターから提供された仕事について、内容をよく確認し理解したうえで、引き受けるとともに、引き受けた仕事は、責任を持って誠実に履行すること。
- 4.会員は、直接発注者と仕事の契約をしないこと。また、発注者から契約外の仕事を依頼された場合は、速やかに事務局に連絡すること。
- 5.会員は、常に自己の健康管理に心がけ、無理な健康状態で就業しないこと。
- 6.会員は、仕事上で知り得たことは他に漏らさないこと。
- 7.シルバー人材センター事業の趣旨・目的を自覚し、働くことを通じて地域社会に貢献すること。

